

29文科開第895号
平成30年3月20日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長
小早川 智明 殿

文部科学省研究開発局長
佐伯 浩 治

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応に関する要請

今般、原子力損害賠償紛争解決センターは平成29年1月から12月までの活動に関して「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成29年における状況について～」を取りまとめました。

同報告書においては、事故からの時間の経過やこれに伴う状況変化等の中で、申立人が置かれている状況には、より一層の多様化がみられるところであり、適切な和解案を提示するために、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行うことが必要となっていると考えられるとしています。また、貴社に対しては、和解仲介手続に対し、引き続き真摯な対応が求められるとしています。

当省では、これまでも貴社に対して損害賠償における誠実な対応を要請してきたところですが、貴社におかれては、同センターが提示する和解案の尊重も含め、自らが定めた新々・総合特別事業計画の「3つの誓い」を遵守し、被害者の方々に寄り添った原子力損害賠償を一層進めていただくよう改めて要請します。